

22年第2回臨時会提出議案

■ 11月30日 付議事件

番 号	件 名	要 旨	付託先 委員会	議決 結果
承認第9号	専決処分の承認を求 めることについて (門真市立古川橋小学 校耐震補強工事請負契 約の一部変更につい て)	平成22年門真市議会第2回定例会において議決を得た門真市 立古川橋小学校耐震補強工事請負契約の一部を変更しようとするもの 1 変更内容 契約金額を182,730,450円(現行:173,644,800 円)に、工期を議会の議決のあった日から平成22年12月29日 まで(現行:議会の議決のあった日から平成22年11月30日ま で)に変更するもの 2 専決日 平成22年11月10日	—	承認
承認第10号	専決処分の承認を求 めることについて (門真市立門真小学 校耐震補強工事請負 契約の一部変更につ いて)	平成22年門真市議会第2回定例会において議決を得た門真市 立門真小学校校舎耐震補強工事請負契約の一部を変更しようとするもの 1 変更内容 契約金額を158,810,400円(現行:153,090,000 円)に、工期を議会の議決のあった日から平成22年12月29日 まで(現行:議会の議決のあった日から平成22年11月15日ま で)に変更するもの 2 専決日 平成22年11月10日	—	承認
議案第52号	一般職の職員の給与に 関する条例等の一部改 正について	平成22年8月10日付け人事院勧告及び諸般の状況にかんが み、本市一般職の職員等の給与等の改定を行うもの 1 要旨 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 ア 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給 月数の改定 ①再任用職員 1.20月→1.10月 ②再任用職員以外の職員 2.20月→2.00月 イ 平成23年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給 月数の改定 ①再任用職員 1.00月→0.975月 ②再任用職員以外の職員 1.95月→1.90月 ウ 平成23年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給 月数の改定 ①再任用職員 1.10月→1.125月 ②再任用職員以外の職員 2.00月→2.05月 (2) 門真市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 ア 平成22年12月に支給する期末手当の支給月数を改定 し、2.20月から2.00月とするもの イ 平成23年6月に支給する期末手当の支給月数を改定 し、1.95月から1.90月とするもの ウ 平成23年12月に支給する期末手当の支給月数を改定 し、2.00月から2.05月とするもの (3) 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正 ア 平成22年12月に支給する期末手当の支給月数を改定 し、2.20月から2.00月とするもの	—	可決

		<p>イ 平成23年6月に支給する期末手当の支給月数を改定し、1.95月から1.90月とするもの</p> <p>ウ 平成23年12月に支給する期末手当の支給月数を改定し、2.00月から2.05月とするもの</p> <p>2 施行日 1(1)ア、(2)ア、(3)アにあつては平成22年12月1日、1(1)イ、ウ、(2)イ、ウ、(3)イ、ウにあつては平成23年4月1日</p>		
--	--	--	--	--